

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 9 月 30 日

株式会社ライフクリエイト
(Life create Co.,Ltd)

代表取締役社長 有富 修

福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目 1 番 10 号

(093)383-8460 (代表)

管理部長 岩佐 栄俊

フィリップ・キャピタル証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ
森タワー

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社ライフクリエイト

<https://lifecreate-kc.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser 及び F-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
決算年月	自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日	自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日	自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	1,011,834	1,173,655	1,472,545	2,026,271	2,409,489
経常利益 (千円)	28,921	71,328	74,103	34,428	93,849
親会社株主に帰属 する中間（当期）純利益 (千円)	26,644	46,654	50,257	45,307	62,511
中間包括利益又は 包括利益 (千円)	26,644	46,654	50,257	45,307	62,511
純資産額 (千円)	169,887	235,205	301,319	188,551	251,062
総資産額 (千円)	1,357,784	1,692,756	2,202,992	1,602,852	1,902,996
1株当たり純資産 額 (円)	424.72	588.01	753.30	471.38	627.66
1株当たり配当額 （うち1株当たり中 間配当額） (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	66.61	116.64	125.64	113.27	156.28
潜在株式調整後1 株当たり中間（当 期）純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.5	13.9	13.7	11.8	13.2
自己資本利益率 (%)	17.0	22.0	18.2	27.3	28.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	11.0	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	79,146	△16,327	37,478	△7,472	△50,137
投資活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	△12,906	△33,093	△6,402	26,284	△136,834
財務活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	138,689	34,413	214,771	334,742	215,588
現金及び現金同等 物の中間期末（期 末）残高 (千円)	486,330	619,948	909,420	634,956	663,572
従業員数 （外、平均臨時雇用 者数） (人)	51 (34)	54 (45)	72 (48)	50 (38)	63 (51)

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第19期中間連結会計期間は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第

20期及び第21期中間連結会計期間は、売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、3【関係会社の状況】に記載しております。

3【関係会社の状況】

2026年3月27日付けでシーズグローバルコネクト株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメント名称	従業員数（人）
リユース事業	55 (42)
ライフサポート事業	3 (-)
不動産事業	
全社（共通）	14 (6)
合計	72 (48)

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69 (48)	36.0	4.08	4,047

セグメント名称	従業員数（人）
リユース事業	55 (42)
不動産事業	
全社（共通）	14 (6)
合計	69 (48)

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

（3）労働組合の状況

当社には「全国一般労働組合福岡地方本部北九州支部 ライフクリエイト分会」が結成されており、当中間決算現在の組合員数は1名であり、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を受け、景気は緩やかな回復傾向となりました。資源価格の高騰や地政学リスク、米国の通商政策への懸念など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。リユース業界におきましては、SDGsへの意識の高まりや環境負荷低減のニーズの高まりを背景に社会がサステナブルな消費行動へ変化していることや、物価高に伴う中古品・リユース品への需要増加などを背景に市場全体が拡大してきておりますが、人件費の上昇及び人材不足などで厳しい環境が続いております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めて参りました。商品政策におきましては、地域における知名度向上に努め、全体の商品調達力を高める取組みを実施しています。特に買取の見直しに注力し、商品ラインナップの充実による収益性アップを目指します。店舗政策においては、お客様が再来店したくなる売場づくりを目指し、安心感を大切にしながら見やすい・探しやすい・手に取りやすい売場を推進しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は 1,472,545 千円（前年同期比 25.5%増）、営業利益は 81,083 千円（前年同期比 7.1%増）、経常利益は 74,103 千円（前年同期比 3.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は 50,257 千円（前年同期比 7.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<リユース事業>

リユース事業におきましては、福岡県北九州市を中心に、福岡県・沖縄県・山口県・広島県・熊本県・佐賀県に電動工具・家電等の買取販売のリユース店「ハンズクラフト」、ブランド・貴金属買取販売のリユース店「エコプラス」を出店しています。宅配買取、出張買取やLINE査定など、店舗に来店いただくなくても不用品の査定が気軽にできるスキームを構築し、買取部門の強化をしています。2025 年度には沖縄県豊見城市・宮崎県宮崎市・福岡県飯塚市にハンズクラフトを3店舗出店し、事業の拡大をしております。

これらの結果、リユース事業の売上高は 1,416,122 千円（前年同期比 24.8%増）、セグメント利益は 262,373 千円（前年同期比 35.0%増）となりました。

<ライフサポート事業>

ライフサポート事業におきましては、グループ会社である株式会社ハンズライフサポートで、中核事業である遺品整理・生前整理のほかに、不用品の回収、引越やハウスクリーニング・メンテナンス、害虫駆除など多様なサービスを行う事業として展開しております。遺品整理士の資格を有する従業員が在籍しており、遺品整理・生前整理においては専任してサービスを提供し、専門性を高めつつ、効率化を図っています。国内において不用品として取り扱われる什器や家具、食器、ぬいぐるみなどをフィリピンなどに輸出することで、収益性のみならず、環境に配慮したビジネスを展開します。

これらの結果、ライフサポート事業の売上高は 29,994 千円（前年同期比 8.4%減）、セグメント利益は 3,489 千円（前年同期比 55.4%減）となりました。

<不動産事業>

不動産事業といたしましては、福岡県北九州市を中心に採算性を考慮した家賃収入を獲得してきました。さらなる不動産事業の成長を見込み、2023 年 12 月に全国宅地建物取引業協会連合会に加入し、テナント収入および居住用物件の獲得を目指しています。最後に、不動産事業につきましては、ライフサポート事業と連携し、ワンストップによる相続サービスを提供することで顧客満足度の向上を図ります。不動産事業においては、グループ会社全体として営業活動を行い、収益性の確保に努めます。

これらの結果、不動産事業の売上高は 10,543 千円（前年同期比 82.5%増）、セグメント利益は 5,569 千円

(前年同期比 40.2%増) となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ 245,848 千円増加し、909,420 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 37,478 千円(前中間連結会計期間は 16,327 千円の使用)となりました。これは主に、棚卸資産の増加額 31,934 千円等により資金が減少した一方で、税金等調整前中間純利益の計上 74,103 千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 6,402 千円(前中間連結会計期間は 33,093 千円の使用)となりました。これは主に、保険積立金の積立による支出 7,390 千円等により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 214,771 千円(前中間連結会計期間は 34,413 千円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入 200,000 千円により資金が増加したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
リユース事業	856,735	115.5
不動産事業	9,401	—
合計	866,136	116.8

(注) ライフサポート事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
リユース事業	1,416,122	124.8
ライフサポート事業	29,994	91.6
不動産事業	10,543	182.5
報告セグメント 計	1,456,659	124.1
その他	15,886	—
合計	1,472,545	125.5

（注1）事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

（注2）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の10%以上の相手がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market 及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年11月30日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」

という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を

除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

担当 F-Adviser との契約について

当社グループは、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024 年9月11日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し

た場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いといふと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場

廃止を適当と認めた場合。

＜F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて276,089千円増加し、1,743,684千円となりました。

これは主として、現金及び預金が245,848千円、商品が22,533千円増加したことによります。

（固定資産）

固定資産は、前連結会計年度末に比べて22,721千円増加し、453,534千円となりました。

これは主として、のれんが17,904千円、保険積立金が7,390千円増加したことによります。

（繰延資産）

前連結会計年度末に比べて1,184千円増加し、5,773千円となりました。

これは社債発行費が1,184千円増加したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて299,995千円増加し、2,202,992千円となりました。

（流動負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて339,310千円増加し、993,101千円となりました。

これは主として、1年内償還予定の社債が160,000千円、1年内返済予定の長期借入金が179,388千円増加したことによります。

（固定負債）

前連結会計年度末に比べて89,572千円減少し、908,570千円となりました。

これは主として、社債が25,000千円、長期借入金が65,394千円減少したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて249,738千円増加し、1,901,672千円となりました。
(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて50,257千円増加し、301,319千円となりました。

これは親会社株主に帰属する中間純利益50,257千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	400,000	—	20,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社LCマネジメント	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番20-1903号	200,000	50.00
有富 修	福岡県北九州市小倉北区	199,800	49.95
株式会社アンサーホールディングス	北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号	200	0.05
計	—	400,000	100.00

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2026年1月から2026年6月については、売買実績はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第 1 種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の施行規則」第 115 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 127 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	663,572	909,420
売掛金	97,862	106,729
商品	652,416	674,949
販売用不動産	—	9,401
前払費用	26,937	23,494
その他	27,865	19,897
貸倒引当金	△1,059	△208
流動資産合計	1,467,594	1,743,684
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	280,792	282,768
車両運搬具	24,015	24,015
工具、器具及び備品	46,448	47,540
土地	122,887	122,887
減価償却累計額	△133,910	△148,360
有形固定資産合計	340,233	328,851
無形固定資産		
のれん	—	17,904
ソフトウェア	3,401	3,765
その他	—	640
無形固定資産合計	3,401	22,310
投資その他の資産		
保険積立金	16,013	23,404
敷金	43,626	43,742
長期前払費用	3,001	2,801
繰延税金資産	11,532	16,415
その他	13,003	16,007
投資その他の資産合計	87,177	102,372
固定資産合計	430,812	453,534
繰延資産		
社債発行費	4,589	5,773
繰延資産合計	4,589	5,773
資産合計	1,902,996	2,202,992

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,855	7,935
短期借入金	300,000	300,000
1年内償還予定の社債	30,000	190,000
1年内返済予定の長期借入金	201,234	380,622
未払金	27,388	24,774
未払費用	31,591	36,730
未払法人税等	24,629	19,770
未払消費税等	19,710	21,229
契約負債	—	5,109
賞与引当金	—	606
預り金	10,381	6,323
流動負債合計	653,791	993,101
固定負債		
社債	280,000	255,000
長期借入金	669,357	603,963
繰延税金負債	5,584	5,351
資産除去債務	40,651	40,744
その他	2,550	3,511
固定負債合計	998,142	908,570
負債合計	1,651,933	1,901,672
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	231,062	281,319
株主資本合計	251,062	301,319
純資産合計	251,062	301,319
負債純資産合計	1,902,996	2,202,992

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,173,655	1,472,545
売上原価	686,803	845,290
売上総利益	486,852	627,255
販売費及び一般管理費	※ 411,121	※ 546,172
営業利益	75,730	81,083
営業外収益		
助成金収入	4,345	2,800
その他	1,259	1,446
営業外収益合計	5,604	4,246
営業外費用		
支払利息	7,459	10,069
社債発行費償却	1,078	1,135
その他	1,468	21
営業外費用合計	10,006	11,226
経常利益	71,328	74,103
税金等調整前中間純利益	71,328	74,103
法人税、住民税及び事業税	30,460	20,001
法人税等調整額	△5,786	3,844
法人税等合計	24,674	23,846
中間純利益	46,654	50,257
親会社株主に帰属する中間純利益	46,654	50,257

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	46,654	50,257
中間包括利益 (内訳)	46,654	50,257
親会社株主に係る中間包括利益	46,654	50,257

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	71,328	74,103
減価償却費	11,536	15,694
支払利息	7,459	10,069
助成金収入	△4,345	△2,800
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,750	5,293
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△62,340	△31,934
仕入債務の増減額 (△は減少)	761	△4,320
未払又は未収消費税の増減額	△7,696	284
長期前払費用の増減額 (△は増加)	1,259	537
その他	△23,605	2,586
小計	△15,393	69,513
利息の支払額	△7,413	△10,192
助成金の受取額	4,345	2,800
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	2,134	△24,642
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,327	37,478
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,500	△3,003
有形固定資産の取得による支出	△15,060	△2,515
無形固定資産の取得による支出	△2,700	△640
保険積立金の積立による支出	△7,390	△7,390
敷金及び保証金の差入による支出	△3,932	△116
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	6,368
その他	△509	896
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,093	△6,402
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△13,100
長期借入れによる収入	150,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△100,587	△104,749
社債発行による収入	—	147,680
社債の償還による支出	△15,000	△15,000
リース債務の返済による支出	—	△59
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,413	214,771
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	△15,008	245,848
現金及び現金同等物の期首残高	634,956	663,572
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 619,948	※ 909,420

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間において、シーズグローバルコネクト株式会社の株式を取得したことにより、連結の範囲にふくめております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年6月30日)
給与手当	122,542千円	156,466千円
賞与引当金繰入額	一千円	606千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2026 年 3 月 16 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社シーズグローバルコネクトの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2026 年 3 月 27 日付で株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社シーズグローバルコネクト

事業の内容 Web システムの企画・開発・運用、業務系 WEB システム受託開発、自社サービス開発・運用

② 企業結合を行った主な理由

株式会社シーズグローバルコネクトは、福岡市内において、Web システムの企画・開発・運用、業務系 WEB システム受託開発、自社サービス開発・運用を営むシステム会社であります。当社は、同社をグループに迎えることにより、システム開発の内製化、新規事業領域への進出を図ることが可能であると判断いたしました。本件取得により、事業基盤の一層の強化を実現するとともに、対象会社の持続的な成長を通じて、当社グループ全体の中長期的な業績拡大および経営基盤の強化に資するものと考えております。

③ 企業結合日

2026 年 3 月 27 日（株式取得日）

2026 年 4 月 1 日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

51.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の 51.0%を取得したことによるものです。

(2) 中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2026 年 4 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 一百万円

取得原価 一百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 0 百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんのご金額

18 百万円

② 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5 年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 20 百万円

固定資産 11 百万円

資産合計 32 百万円

流動負債 32 百万円

固定負債 18 百万円

負債合計 50 百万円

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(単位: 千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる 収益	1,135,145	32,734	—	1,167,879
その他の収益(注)	—	—	5,776	5,776
外部顧客への売上高	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

当中間連結会計期間(自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

(単位: 千円)

区分	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	リユース 事業	ライフサポ ート 事業	不動産 事業	計		
顧客との契約から生じる収益	1,416,122	29,994	—	1,446,116	15,886	1,462,002
その他の収益 (注) 2	—	—	10,543	10,543	—	10,543
外部顧客への売上高	1,416,122	29,994	10,543	1,456,659	15,886	1,472,545

(注) 1「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シーズグローバルコネクト事業を含んでおります。

(注) 2「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額に関する情報

I 前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	リユース事 業	ライフサポ ート 事業	不動産 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655	—	1,173,655
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655	—	1,173,655
セグメント利益	194,324	7,821	3,972	206,118	△130,387	75,730
セグメント資産	920,604	71,664	86,036	1,078,305	614,450	1,692,756
その他の項目						
減価償却費	8,446	520	426	9,392	2,143	11,536
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	16,216	—	—	16,216	7,558	23,774

注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- ①セグメント利益の調整額△130,387 千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ②セグメント資産の調整額 614,450 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。
- ③減価償却費の調整額 2,143 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ④有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 7,558 千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 2026 年1月1日 至 2026 年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	リユース 事業	ライフ サポート 事業	不動産 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,416,122	29,994	10,543	1,456,659	15,886	1,472,545	—	1,472,545
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	4,954	4,954	△4,954	—
計	1,416,122	29,994	10,543	1,456,659	20,840	1,477,500	△4,954	1,472,545
セグメント利益	262,373	3,489	5,569	271,432	6,179	277,611	△196,528	81,083
セグメント資産	1,051,611	63,509	140,271	1,255,392	38,982	1,294,374	908,617	2,202,992
その他の項目								
減価償却費	10,155	487	1,573	12,217	167	12,384	3,310	15,694
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,129	817	—	2,946	18,846	21,793	208	22,002

（注） 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シーズグローバルコネク
ト事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- ①セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額△4,954 千円はセグメント間取引消去であります。
- ②セグメント利益の調整額△196,528 千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ③セグメント資産の調整額 908,617 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。
- ④減価償却費の調整額 3,310 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ⑤有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 208 千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

「その他」において、当中間連結会計期間にシーズグローバルコネク株式会社株式を取得し、連結子会社としたことにより、のれんが発生しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当中間連結会計期間においては 17,904 千円であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1株当たり中間純利益 116 円 64 銭	1株当たり中間純利益 125 円 64 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	46,654	50,257
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	46,654	50,257
期中平均株式数(株)	400,000	400,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、当中間決算日後、以下の通り社債を発行いたしました。

第8回無担保社債(株式会社佐賀銀行保証付)

- ・発行総額 : 100 百万円
- ・発行価額 : 各社債の金額 1,000 万円の 1 種
- ・利率 : 2.00%
- ・払込期日 : 2026 年 7 月 25 日
- ・償還期限 : 2029 年 7 月 25 日
- ・償還方法 : 満期一括償還
- ・資金用途 : 運転資金

2. 資金の借入

当社は、当中間決算日後、以下の通り借入を実行いたしました。

借入の概要

- ・借入先 : 株式会社りそな銀行
- ・借入金額 : 150 百万円
- ・利率 : 1 か月円 TIBOR+0.55000% (変動)
- ・借入実行日 : 2026 年 7 月 28 日
- ・償還期限 : 契約締結日より 1 年間
- ・償還方法 : 満期一括償還
- ・資金の用途 : 運転資金
- ・財務制限条項 : 無
- ・担保の有無 : 無

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

株式会社ライフクリエイト
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 長坂 尚徳
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 外山 雄一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

株式会社ライフクリエイト
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 長坂 尚徳
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 外山 雄一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上